

令和8年9月10日

《一般事業主行動計画》

あかぎ脳神経外科

職員が、仕事と子育てを両立させることができ、職員全体が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 8 年 9 月 10 日 ～ 令和 13 年 9 月 9 日 までの5年間

2. 計画内容

<目標1>

育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」を策定し、円滑な育休取得・職場復帰をサポートする。

<対策1>

- ・令和 8 年 9 月～ 全職員に対し、「育休復帰支援プラン」や両立支援制度、育児休業給付、休業中の社会保険料免除などについて周知する。
- ・令和 8 年 9 月～ 育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」の策定を開始。

<目標2>

育児休業後に職員が復帰しやすくするために、休業中の職員に資料の送付などによる院内ならびに業界に関する情報提供を行う制度を導入する。

<対策2>

- ・令和 8 年 10 月～ 管理職を対象とした新制度についての研修を毎年実施する。
- ・令和 8 年 10 月～ 院内報などを活用した周知・啓発の実施。

<目標3>

院内の両立支援制度の利用状況、両立支援のための取り組みの成果などを把握し、改善点がないか検討する。

《具体的な数値目標》

- ① 男性従業員の平均育児休業取得率が50%以上
- ② 常勤労働者の法定時間外労働＋法定休日労働が月20時間以内

<対策3>

- ・令和 8 年 12 月～ 制度の利用状況、取り組みの成果について現状を把握する。
- ・令和 9 年 1 月～ 問題点や改善点の有無について院内で検討する。問題点がある場合は検討委員会を設けて改善のための取り組みを検討し、実施する。